

道路交通騒音・振動の状況について

横須賀市では、市内の幹線道路¹⁾ 7 路線 7 地点で、道路交通騒音及び振動の測定を実施した。

1 道路交通騒音の測定結果

(1) 環境基準²⁾ 達成状況及び要請限度³⁾ の適否状況

測定を行った 7 地点のうち 1 地点において昼間・夜間ともに要請限度は下回ったが、環境基準を達成しなかった。他の 6 地点は昼間・夜間ともに要請限度を下回り、環境基準も達成した。

No	路線名	測定地点	環境基準 達成状況		要請限度 適否状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 16 号	追浜町 2-74 地先	×	×	○	○
2	一般国道 134 号	林 5-7-30 地先	○	○	○	○
3	県道本町山中線	吉倉町 2-9 地先	○	○	○	○
4	県道横須賀葉山線	平作 3-5-13 地先	○	○	○	○
5	県道浦賀港線	大津町 1 丁目 21 地先	○	○	○	○
6	市道 7185 号線	日の出町 1-4-12 地先	○	○	○	○
7	市道 7755 号線	金谷 3-4-1 地先	○	○	○	○

[時間区分] 昼間：6～22 時 夜間：22～6 時

[環境基準達成状況] ○：達成 ×：非達成

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

(2) 面的評価⁴⁾ の結果（環境基準達成状況）

調査対象区間における住居等の総戸数は 6,062 戸で、そのうち昼間・夜間とも環境基準を達成したのは 5,921 戸（達成率 97.7%）であった。

評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
6,062	5,921	97.7	92	1.5	0	0.0	49	0.8

[時間区分] 昼間：6～22 時 夜間：22～6 時

[評価路線] 7 路線

2 道路交通振動の測定結果

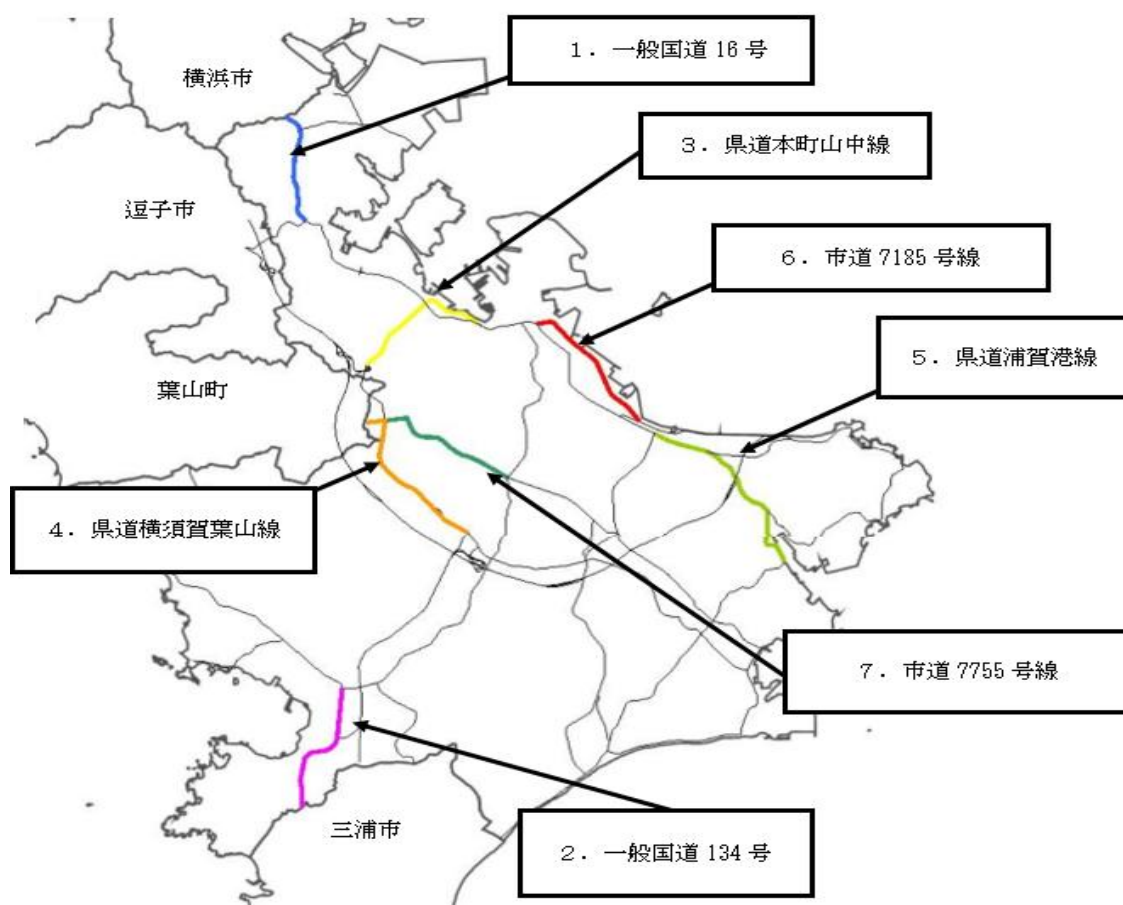
すべての地点において昼間・夜間とも要請限度を下回った。

No	路線名	測定地点	要請限度 適否状況	
			昼間	夜間
1	一般国道 16 号	追浜町 2-74 地先	○	○
2	一般国道 134 号	林 5-7-30 地先	○	○
3	県道本町山中線	吉倉町 2-9 地先	○	○
4	県道横須賀葉山線	平作3-5-13地先	○	○
5	県道浦賀港線	大津町 1 丁目 21 地先	○	○
6	市道 7185 号線	日の出町 1-4-12 地先	○	○
7	市道 7755 号線	金谷3-4-1地先	○	○

[時間区分] 昼間：8～19 時 夜間：19～8 時

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

3 測定路線図



— 今後の取組み —

- 騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音の常時監視及び道路交通振動の測定を継続して実施し市民等へ情報提供を行う。
- 調査結果については、道路の改修又は維持管理上の参考となるよう、道路管理者へ情報提供を行う。

用語解説

- 1) 幹線道路（幹線交通を担う道路）：高速自動車国道、一般国道、自動車専用道路、都道府県道及び4車線以上の市町村道を指す。調査対象道路は、幹線道路から計画的に選定している。
- 2) 環境基準（騒音）：環境基本法第16条に基づき騒音に係る環境上の条件について定められた、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。
- 3) 要請限度：地方公共団体が、騒音及び振動の低減に係る要請を行う目安となる指標。要請限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認める場合は、地方公共団体は公安委員会または道路管理者に対して要請を行う。
- 4) 面的評価：幹線道路に面した地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満足しているかを示す、道路交通騒音の評価方法。幹線道路の道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値を用いた推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する。

道路交通騒音・振動の状況について（資料編）

横須賀市では、市内の幹線道路 7 路線 7 地点で、道路交通騒音及び振動の測定を実施した。

1 調査期間

令和 7 年 11 月 25 日（火）10 時から令和 7 年 11 月 26 日（水）10 時まで

2 測定方法及び評価方法

（1）測定方法

騒音 JIS Z 8731 騒音レベル測定方法により、連続した 24 時間測定する。
振動 振動規制法施行規則 別表第二備考により、連続した 24 時間測定する。

（2）評価方法

騒音 等価騒音レベル（ L_{eq} ）を、環境基準及び要請限度と比較する。
振動 測定値 80% レンジ上端値（ L_{10} ）を、要請限度と比較する。

3 調査路線及び評価区間

No.	路線名	区間延長 (km)	区間	
1	一般国道 16 号	2.2	船越町 5 丁目 (船越町交差点)	追浜本町 1 丁目 6 先 ～ (横須賀市・横浜市金沢 区境)
2	一般国道 134 号	2.7	長井 1 丁目 14 先 (三浦市・横須賀市境)	林 2 丁目 9 先 ～ (林交差点)
3	県道本町山中線	2.5	汐入 1 丁目 1 先 (ヴェルニー公園前 交差点)	山中町 104 先 ～ (横須賀インター前 交差点)
4	県道横須賀葉山線	3.2	衣笠町 (三浦縦貫道衣笠入口 交差点)	池上 5 丁目 ～ (横須賀市・葉山町境)
5	県道浦賀港線	3.9	西浦賀 1 丁目 (浦賀港交番前交差点)	大津 1 丁目 ～ (大津交差点)
6	市道 7185 号線	2.7	小川町 (小川町交差点)	三春町 3 丁目 ～ (三春町 4 丁目交差点)
7	市道 7755 号線	2.2	池上 7 丁目 (横須賀インター入口 交差点)	衣笠栄町 1 丁目 ～ (衣笠十字路交差点)

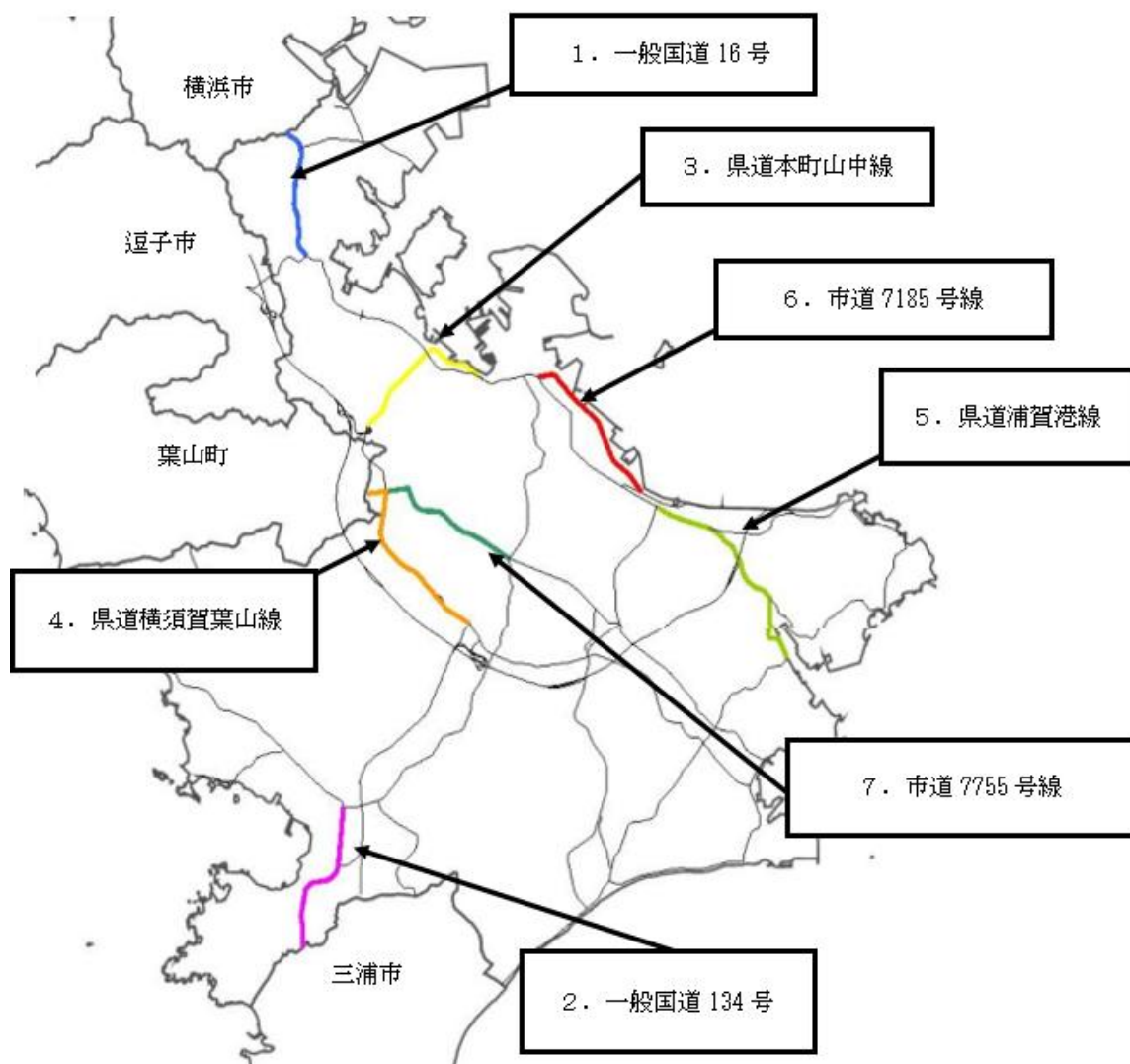


図 調査路線及び評価区間

4 道路交通騒音調査及び面的評価の結果

(1) 騒音測定結果、環境基準達成状況及び要請限度適否状況

測定を行った7地点のうち1地点において昼間・夜間ともに要請限度は下回ったが、環境基準を達成しなかった。他の6地点は昼間・夜間ともに要請限度を下回り、環境基準も達成した。

単位：デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域 及び車線数	時間 区分	測定値 (等価騒 音レベル)	環境基準		要請限度	
						適否	基準 値	適否	限度 値
1	一般国道 16 号	追浜町 2-74 地先	近隣商業地域	昼間	71	×	70	○	75
			4 車線	夜間	67	×	65	○	70
2	一般国道 134 号	林 5-7-30 地先	第一種住居地域	昼間	67	○	70	○	75
			2 車線	夜間	62	○	65	○	70
3	県道本町山中線	吉倉町 2-9 地先	第一種低層 住居専用地域	昼間	65	○	70	○	75
			2 車線	夜間	60	○	65	○	70
4	県道横須賀葉山線	平作 3-5-13 地先	第一種住居地域	昼間	65	○	70	○	75
			4 車線	夜間	59	○	65	○	70
5	県道浦賀港線	大津町 1 丁目 21 地先	第一種中高層 住居専用地域	昼間	65	○	70	○	75
			2 車線	夜間	61	○	65	○	70
6	市道 7185 号線	日の出町 1-4-12 地先	商業地域	昼間	60	○	70	○	75
			4 車線	夜間	55	○	65	○	70
7	市道 7755 号線	金谷 3-4-1 地先	第一種住居地域	昼間	64	○	70	○	75
			2 車線	夜間	60	○	65	○	70

[時間区分] 昼間：6～22時 夜間：22～6時

[環境基準達成状況] ○：達成 ×：非達成

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

(2) 面的評価の結果

調査対象区間における住居等の総戸数は6,062戸で、そのうち昼間・夜間とも環境基準を達成したのは5,921戸（達成率 97.7%）であった。

No.	路線名	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1	一般国道 16 号	1,023	882	86.2	92	9.0	0	0.0	49	4.8
2	一般国道 134 号	447	447	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	県道本町山中線	77	77	100	0	0.0	0	0.3	0	0.0
4	県道横須賀葉山線	620	620	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5	県道浦賀港線	1,380	1,380	100	0	0.0	0	0.0	0	0
6	市道 7185 号線	1,319	1,319	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7	市道 7755 号線	1,196	1,196	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		6,062	5,921	97.7	92	1.5	0	0.0	49	0.8

[時間区分] 昼間：6～22時 夜間：22～6時

[評価路線] 7 路線

5 道路交通振動調査の結果

すべての地点において昼間・夜間とも要請限度を下回った。

単位：デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域	時間区分	測定値 (80%レンジ 上端値)	要請限度	
						適否	限度値
1	一般国道 16 号	追浜町 2-74 地先	近隣商業地域	昼間	29	○	70
				夜間	24	○	65
2	一般国道 134 号	林 5-7-30 地先	第一種住居地域	昼間	39	○	65
				夜間	31	○	60
3	県道本町山中線	吉倉町 2-9 地先	第一種低層 住居専用地域	昼間	37	○	65
				夜間	30	○	60
4	県道横須賀葉山線	平作 3-5-13 地先	第一種住居地域	昼間	32	○	65
				夜間	25	○	60
5	県道浦賀港線	大津町 1 丁目 21 地先	第一種中高層 住居専用地域	昼間	28	○	65
				夜間	22	○	60
6	市道 7185 号線	日の出町 1-4-12 地先	商業地域	昼間	32	○	70
				夜間	27	○	65
7	市道 7755 号線	金谷 3-4-1 地先	第一種住居地域	昼間	36	○	65
				夜間	31	○	60

[時間区分] 昼間：8～19 時 夜間：19～8 時

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

6 環境基準及び要請限度

(1) 騒音に係る環境基準（抜粋）

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の類型の該当地域
	午前6時～午後 10 時	午後 10 時～午前6時	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 ^(注1)	60 デシベル以下	55 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

幹線交通を担う道路^(注2)に近接する空間^(注3)については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注1) 道路に面する地域：自動車運行に伴う騒音が支配的な音源である地域のことであり、環境基準達成状況の評価を行うにあたっては道路端より50mの範囲とされている。

(注2) 幹線交通を担う道路：一般国道、高速自動車国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等をいう。

(注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間：2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲を指し、近接空間ともいう。また、道路端より50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所を非近接空間という。

(2) 騒音に係る要請限度（抜粋）

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域、 第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域 のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域 のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の限度値の欄に掲げるとおりとする。

限 度 値	
昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

(3) 振動に係る要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	65 デシベル	60 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル